

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の施設担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課 御中
各公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各国立大学法人施設担当部課
各国立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

学校施設の防災機能の強化・実装に向けた取組の促進について（周知）

学校施設は教育・研究の場や地域との共創の場であるとともに、災害時には避難所ともなるため、その安全性確保と防災機能強化は重要です。文部科学省においては、これまでも、災害種や対策ごとに手引きや事例集等を作成し、各学校及び学校設置者に対して周知してきました。

一方、近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、令和6年能登半島地震では、山がちな半島地形において、ライフラインや交通インフラの被害等により復旧に時間を要した地域や、同年9月の豪雨において被害を受け、災害対応が長期化した地域がありました。学校施設においては、地震による倒壊はありませんでしたが、天井材や照明器具等の落下被害があるとともに、空調設備が整備されておらず、避難所に活用できなかった体育館もありました。

このような中、文部科学省では、令和7年1月、金城泰邦文部科学大臣政務官を主査とする「学校施設の防災機能の強化・実装に向けた検討会」を設置し、学校施設の体育館空調の整備をはじめとした防災機能強化等を推進し、地域の課題に寄り添った実装を後押ししていくための具体的方策の検討を進めてきました。

今般、本検討会において、災害種ごとの災害リスクや学校施設の脆弱性、必要な対策や避難所としての防災機能を確認することができるよう、参考となるチェックリストを作成しました。

については、本チェックリストも踏まえながら、いつどこで起きるか分からない自然災害に備え、学校や地域の実情を踏まえつつ、学校施設の防災機能強化を一層推進するようお願いします。

本件について、都道府県教育委員会におかれては指定都市を除く域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知いただくようお願いします。

なお、本件について、内閣府（防災担当）より各都道府県防災担当主管部局に対し本事務連絡の内容を周知する予定です。

※「学校施設の防災機能の強化・実装に向けた検討会」について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/main4_a12_00003.htm



※本チェックリストについて

https://www.mext.go.jp/content/20250619-mxt_bousai-000039857_1.pdf



【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付企画係

（電話）03-6734-2319 （メール）bousai@mext.go.jp